

日本ゲノム微生物学会学会細則

第 1 章 会 員

第 1 条

本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、初年度分会費を納入の上、会長に提出するものとする。

第 2 条

学生会費を納める者は、在学証明書を事務局に提出するものとする。

第 2 章 総 会

第 3 条

総会の議案は会長が作成し、評議員会の議を経た後提出する。定時総会の議案には前年度の事業内容および収支決算、新年度の事業計画、および収支予算を含むものとする。なお、正会員の 1/10 以上の賛成を得て、評議員会に議案の提案があった場合には、これを最も近い総会の議題としなければならない。

第 4 条

総会を開くときは、会長は予定された審議事項の内容を正会員にあらかじめ通告しなければならない。

第 5 条

総会は 50 名以上の正会員の出席（ただし委任状を含む）をもって成立する。

第 6 条

総会の決議は出席会員（委任状を含む）の過半数の賛成によって成立する。

第 3 章 役員を選出

第 7 条

評議員の選出は次のように行う。

1. 会長は正会員の中から 3 名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員会は選挙事務を行う。
2. 投票は 1 人 1 票、無記名 5 名連記とし、郵送によるものとする。
3. 評議員は連続して 3 回選出されることはできない。この制限に抵触する者の氏名は選挙要項に公告される。
4. 得票者中の上位の者より順に 20 名を選出する。同数得票者については選挙要項に従って順位を定める。
5. 選挙要項は評議員会で決定する。

第 8 条

新会長の選任は次のとおり行う。

1. 会長は新評議員を招集する。新評議員の互選により新会長を選ぶ。
2. 投票は無記名单記とする。投票総数の過半数を得た者を新会長とする。
3. 投票総数の過半数を得た者がいないときは、高点順に 2 名をとり改めて投票を行い、最高点者を新会長とする。このとき同点の場合には抽選により決定す

る。

4. 会長は連続して3回選出されることはできない。

第4章 評議員会

第9条

評議員会は、会長によって招集される。開催はあらかじめその全員に通告されなければならない。

第10条

評議員は互選により議長を定める。議長は会長に事故ある時、評議員会を招集する。

第11条

評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立する。

第12条

評議員会の決議は出席者の過半数の賛成により成立する。

第5章 幹事

第13条

会長は評議員会の承認を得て、正会員の中から次の幹事を委嘱する。幹事の任期は2年とする。

1. 庶務・会計幹事 2名

2. 集会幹事 2名

第14条

幹事は役員を兼ねることはできない。役員が幹事に選ばれ、役員を辞任した場合、その役員の就任期間が1年以内の時は役員の重任禁止規定における1期とは計算しない。

第6章 事務所

第15条

本会の事務所は次のところにおく。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-11-15 UEDA ビル 6F 株式会社クバプロ内

第16条

年会費は日本ゲノム微生物学会事務局に振り込むこととする。

第7章 細則の変更

第17条

本細則の変更は総会の議決による。

第8章 付則

第18条

本細則は、2007年3月1日よりこれを実施する。ただし、本会発足時、第1回の役員
の選出および幹事の承認は総会で行うものとし、それらの任期は2008年12月31日ま
でとする。